

町内の観光関係事業者から意見を聞き取りしました

<A社のご意見>

宿泊税は、世界的に見て良いことだと思う。税の使い道が良ければ、良いインパクトになる可能性がある。2%の定率制で計算しやすく分かりやすい、簡単で良い。

自己申告制なので不正をする者がいるかもしれない。町でしっかりと調査や監査をし、罰則もきちんとするべきだと思う。

<B社のご意見>

宿泊税には反対。消費税も10%になり、さらに2%増える。事業者も経営に苦労している。

観光客が多いひらふ地区限定であれば賛成。仕事で泊まる人もいる、観光振興に使うなら観光客だけの税にした方がよい。

<C社のご意見>

修学旅行生は免除される。修学旅行の添乗員や運転手なども免除してほしい。合宿や大会参加者の宿泊者も免除できないか。

雪崩情報や外国語表記の看板製作などリピーターが増えるような使い方をしてほしい。宿泊税を単年度で使い切るのではなく、繰越しもできるようにすると無駄な使い方がなくなる。

審査のポイント

■ ビジネス客も納税義務者

納税義務者は、宿泊施設に宿泊した宿泊者としている。観光振興に使われる宿泊税であるが、観光客だけではなくビジネス客など直接的に観光に関係なく宿泊した者も対象としている。宿泊の目的に関わらず、全ての方に観光振興に協力していただくこととしている。

■ 税率は、100分の2(2%)の定率制

宿泊事業者の要望が多い「定率制」を採用したとの説明であったが、参考人の事業者からも「定率制」の賛同者が多数を占めた。

宿泊料金設定が「一人当たり」「一部屋当たり」「一棟当たり」に対して行われているため、一人当たりに限定すると宿泊人数当たりで宿泊料金を計算し直して宿泊税の金額を算出しなければならない。

「定率制」であれば、一部屋や一棟の宿泊料金に2%を掛けるだけで宿泊税が算出できる。2%の税率に対して、税を負担する能力にも問題ないと想定される。

■ 宿泊税の納付に不正が行われる懸念

宿泊税条例には、納税行為に関する不正行為の罰則規定はないが、地方税法により法定外目的税の脱税に関する罪に対し5年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金が科せられている。

また、倶知安町税条例では、詐欺その他不正の行為により免れた町税があることを発見した場合、課税すべき年度の税率によってその金額を直ちに徴収することになっている。

さらに、宿泊税条例第15条で過少申告加算金額、不申告加算金額、重加算金額も徴収することになっている。安易な行為を行っても得にはならないし、脱税は犯罪であることを肝に銘じるべきである。

■ 宿泊税の課税免除は、公益性の有無による

課税免除する根拠は、地方税法の公益等に係る課税免除及び不均一課税ということで、公益上その他の事由により、課税を不適当とする場合においては課税をしないことができる規定に基づいている。学校教育という部分については公益性があるので、減免の対象とする。仕事で宿泊する人たちは公益性があるといえないので免除されない。修学旅行のバスの運転手やガイドも、仕事として対価を得ているので、課税免除できない。

総務常任委員会からの意見として

この度の宿泊税条例制定により宿泊税制度を推進していくことについて、議会として以下の意見を附帯しました。

- 一、宿泊税の徴収に当たっては、不正を行わずに公平な税の納入をしていただくように制度の周知はもちろんのこと税務調査など適正な処置を講ずること。
- 一、宿泊税の活用にあたっては、宿泊税制度の目的である観光振興に努めること。
- 一、5年ごとに制度の検証を行うことになっているが、総合計画で謳っているように年度ごとのPDCAサイクルに努めるとともに活用された事業などの情報公開を行いながら、制度が有効に機能するように努めること。



全国初の定率2% ～宿泊税条例を可決～

特集1



平成30年第4回定例会の最終日において、第3回定例会で総務常任委員会に付託され、継続審査されていた倶知安町宿泊税条例案について議員全員が賛成し、可決となりました。2019年11月の導入を目指し、実現した場合、定率制の宿泊税は全国初となります。



導入されているところはあるの？

東京都、大阪府、京都市で導入されており、平成31年4月には金沢市で導入されます。いずれも定額制の宿泊税です。

総務常任委員会では、先進地の大阪府と京都市に行政視察を行い、導入に向けてさまざまな課題について、視察先の担当者から聞き取り調査を行い、審査の参考にしました。

宿泊税ってなに??

ホテルなどに泊まって支払う宿泊料金に対して課税される税金のことです。

近年、外国人などの観光客が急増していますが、公共交通や駐車場の整備、受入れ環境など多くの課題があります。これらの対策や観光振興に宿泊税が使われます。



近年大型コンドミニアムなどが立ち並ぶひらふ坂周辺

宿泊税の使い道はなに??

- 域内交通の不便解消
- パトロール・ガイドの育成や自然環境の保全
- 治安や防災対策の強化
- 受け入れ環境整備や人材育成
- 新幹線に関連したまちづくり



これまで審議された経過(主なものを記載)

平成30年9月21日 第3回定例会において総務常任委員会へ付託され、閉会中の継続審査となる。

↓
審査方法について協議し、宿泊関係者を参考人招致することとする。

↓
10月17日と24日の2日間で参考人から意見聴取を行う。

↓
11月1日～7日で参考人の質問・意見等の精査を行う。

↓
11月14日～26日で逐条審査、整理を行い審査を総括する。

↓
12月10日に審査報告書をまとめる

